

全議員がワークショップで練り上げ



議会基本条例の一部改正

「甲賀市議会基本条例」主な改正点

前文

「議員及び議会活動」→「議会及び議員」

第3条

(5)「市民の多様な参加」を→「市民の多様な参加機会」を

第8条

「議会審議において、二代表制のもと、議員と市長等は、緊張感の保持に努めなければならない。」→「議会審議において、二代表制のもと、議会と市長等は、緊張感の保持に努めなければならない。」

第12条

「議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする」→「議会は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする」

2.「議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるものとする」→「議員相互間において十分な討議を尽くして合意形成に努めるものとする」

第18条

「議会広報活動」→「広報広聴活動」

第22条

2.「制定しないよう努めるものとする」
→「制定してはならない」

6月議会では、「甲賀市議会基本条例の一部改正」を全会一致で可決しました。議会基本条例は、平成25年9月議会において全会一致で可決、制定したものです。その後令和2年9月議会の一部見直しを行いました。が、全条項について検証して見直したのは初めて。

議会改革推進特別委員会での議論をふまえて、日本生産性本部や大

正大学地域創生学部の江藤俊昭教授の「議会基本条例のねらいと今後の課題」と題しての講演などをもとに、全議員によるワークショップを繰り返して行い、見直し案を練ってきたものです。条例の一部改正のポイントには左記のとおりです。

条例の「逐条解説」についてもこの機会に見直し、拡充しました。

災害時や感染症が蔓延したときにも議会を有効に稼働させるように

「オンライン会議」を可能にする要綱制定

6月議会では「甲賀市議会委員会条例」の一部も改正しました。改正のポイントは、大規模な災害等の発生、または重大な感染症の蔓延により、議員が「議会の招集場所」に集まることが困難と認めるときは、いわゆる「オンライン会議」を可能とするものです。議会には、業務継続計画（BCP）がありますが、これと連動して対応することとしています。